

軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金 Q&A

自家消費太陽光発電設備整備事業

Q1 すでに設置されているソーラーパネルは該当になりますか。

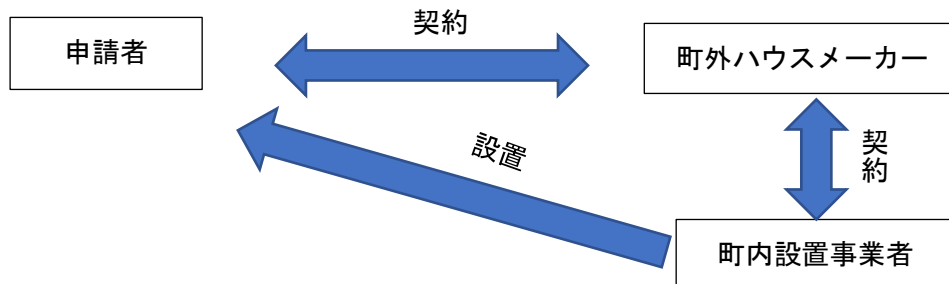
Q1 工事の完了が当該年度の4月1日以降であれば該当となります。

Q2 新築住宅にソーラーパネルを設置する予定ですが、建築の契約に含まれています。該当になりますか。

A2 該当になります。ただし、町内の事業者と契約している場合に限りです。

Q3 町外のハウスメーカーと住宅建築の契約(ソーラーパネル設置含む)をするが、ハウスメーカーの下請けで町内の事業者がパネル設置を担当する場合該当になりますか。

A3 基本的には該当となりませんが、ハウスメーカーと町内下請け業者との契約等の証拠を示せる場合は、該当とします。



Q4 添付書類に領収書が必要とありますが、ローンの場合は該当になりますか。

A4 該当になります。契約書のみでよろしいです。ただし、交付決定後の契約でなければ無効になります。

Q5 売電する場合は該当になりますか。

A5 該当となります。ただし、要件にあるように出力10kw未満の場合です。必然的に余剰売電になるかと思われます。

Q6 同一家庭内で2人で別々に申請することはできますか。

A6 世帯につき申請は1件とします。

Q8 交付決定されたパネルを処分する場合はどうなりますか。

Q8 減価償却の資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数期間までは町長の承認を受けずには処分できません。耐用年数期間は、電力の使用目的によって決定されるため、前もって相談していただきたいと思います。

Q9 会社に設置するのは該当になりますか。

A9 該当となります。要件のとおり 10kw 未満の場合です。

Q10 今年度補助金交付を受けて、来年度も申請することは可能ですか。

Q10 自家消費太陽光発電設備整備事業については、一回限りとします。